

支払い漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（令和 6 年度）

エヌエヌ生命保険株式会社（代表取締役社長：マリウス・ポパスク、本社：東京都渋谷区）は、令和 6 年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等（支払漏れ^{*1}・請求案内漏れ^{*2}等）が判明し令和 6 年度に追加的な支払を行った事案につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- *1 支払漏れ： 保険金・給付金等の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案
- *2 請求案内漏れ： 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにも関わらず、通常の検証作業（原則として当初の支払から一ヶ月以内）で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

	令和6年度	当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの	お客様からの申出・照会により支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの
	合計	（内部発見）	（外部発見）
件数（単位：件）	100	98 （うち97件は変額保険の誤処理を原因とした追加支払※）	2
金額（単位：百万円）	0.53	0.52	0.01

上記のほか、令和 6 年度には、令和 5 年度以前に保険金等の支払いを行った事案に係る追加的な支払を 1641 件・11.45 百万円実施しています（うち 1639 件・9.71 百万円は変額保険の誤処理を原因とした追加支払※）。

※変動保険金額、解約返戻金額等の計算に用いる積立金および変動保険金額の計算方法に誤りがあり、保険金額や解約返戻金額の支払金額が相違していることが判明したものです。令和 6 年 10 月 18 日および令和 7 年 1 月 31 日に弊社ホームページで公表しております。

以上